

令和8年7月30日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	廃止年月日
アイン薬局 広島駅北口店	広島市東区若草町11番1－102号	令和 8年 4月30日
高橋内科	広島市南区猿猴橋町2－11	令和 8年 5月 1日
ひのでクリニック	広島市南区段原日出1丁目12－18－101	令和 8年 4月30日
橋本薬局	広島市南区松原町9－1	令和 8年 4月30日
山田歯科	広島市西区三篠町3丁目24－18	令和 8年 4月27日
アイン薬局己斐本町店	広島市西区己斐本町一丁目14番3号 1F	令和 8年 4月30日
アイン薬局己斐店	広島市西区己斐本町一丁目14番12号	令和 8年 4月30日
山崎整形外科内科クリニック	広島市安佐南区毘沙門台一丁目5－23	令和 8年 4月14日
はやしクリニック	広島市佐伯区八幡1丁目22－11	令和 8年 5月 7日
サンリ薬局	広島市佐伯区八幡一丁目22番10号	令和 8年 5月 3日